

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除にかかる 「被相続人居住用家屋等確認書」交付の流れ

空き家の相続／遺贈

① 相続等した空き家を
耐震基準に適合させて
譲渡

② 相続等した空き家を
取り壊し、
土地を譲渡

③ 相続等した空き家を
そのまま譲渡、その後
耐震改修/取壊し

※譲渡日の翌年2/15までに完了

1 「被相続人居住用家屋等確認申請書」の作成

長岡市HPもしくは国土交通省HPから様式をダウンロードし、作成

※譲渡の内容によって様式が異なります。(①の様式は1-1、②は1-2、③は1-3)

2 「被相続人居住用家屋等確認申請書」に添付する必要書類の入手

(例)

②相続等した空き家を
取り壊し、土地を譲渡

- ・ 被相続人の住民票の除票の写し
 - ・ 相続人全員の住民票
 - ・ 売買契約書のコピー
 - ・ 家屋の閉鎖事項証明書、土地の登記事項証明書
 - ・ 当該空き家の電気の契約廃止日の確認書類
 - ・ 取壊し後～譲渡前に撮影した土地の写真
 - ・ 介護保険の被保険者証のコピー
 - ・ 老人ホームの入居契約書のコピー
- ほか

※上記はあくまで一例です。必要な書類は、譲渡の内容や個々の事情により異なります。
詳細は、「被相続人居住用家屋等確認申請書」の「被相続人居住用家屋等確認書の交付の
ための提出書類の確認表」をご確認ください。

※入手先等については記入例をご確認ください。

「被相続人居住用家屋等確認申請書」及び添付書類を長岡市に提出

※郵送での提出も可能です。

確認書及び添付書類について、郵送での返却を希望される場合は、提出書類の重量等に対応
する切手を貼付した返信用封筒等を同封してください。(レターパック等も可)

申請書類の確認

「被相続人居住用家屋等確認書」を交付

相
続
人

長
岡
市

- ・ 特別控除を受けるためには、「被相続人居住用家屋等確認書」ほか、必要な書類を添付の上、
確定申告することが必要です。
- ・ 確定申告の手続き及び必要書類については、所轄の税務署へお問い合わせください。